

富山市入札公告第 7 9 号

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市入札公告第 1 3 0 号）による。

令和 4 年 8 月 2 2 日

富山市長 藤 井 裕 久

工 事 名		都市計画道路綾田北代線舗装工事
工 事 場 所		富山市永楽町外地内
工 事 完 成 期 限		令和 5 年 1 月 1 3 日
工 事 概 要		舗装工 $A = 1, 292 \text{ m}^2$ 排水構造物工 $L = 11 \text{ m}$ 区画線工 $N = 1 \text{ 式}$
予 定 価 格		1 5, 5 7 0, 0 0 0 円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日		入札参加資格の審査は、令和 4 年 9 月 2 日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	舗装
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された舗装工事の総合点数が 9 5 0 点以上 1, 2 6 0 点未満であること。
	施 工 実 績	平成 1 9 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の舗装工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	1 2 級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者（以下「2 級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。

	2 契約時において、他の工事の専任技術者でないこと。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（当該工事の業種以外の業種の技術者を含む。）でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
そ の 他	この工事の施工に際して、自社名義又は長期リース（5年以上）しているアスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m）を使用し、90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラー及びマカダムローラーを操作するオペレーターとして配置できること。
入札及び契約 を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の 閲覧期間	令和4年8月22日から同年9月2日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）
設計図書に対 する質問期間	令和4年8月22日から同月29日まで
質問に対する 回答期限	令和4年8月31日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の	令和4年9月2日午後5時00分

受付締切日時	
開札日時及び 場 所	令和４年９月６日午前９時３０分から 富山市役所東館４階入札室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工 事 代 金 支 払 条 件	前金払 有 部分払 有